

都の空

発行所

都の空事務局

東京都台東区東上野1-24-4
丸千第二ビル2F
浅野修一事務所内
TEL 03-3835-2233
FAX 03-3832-7175



東雲

県庁汚職が、連日報じられている。福島、和歌山、宮崎と続いている。また、目黒区の区議会議員が政務調査費の使途をめぐって六人が辞職し、奈良市の職員は、五年間八日出勤で年間五七〇万円の給与支給を受けていた等々で、正にどこまで続くぬかるみぞである。これらの報道を聞いてみると貴重な税金の使途、納税者の代理人としての税理士の職責に鑑み、咄然、呆然、落胆し、そして怒りがこみ上げてくる。県庁汚職は、公共事業の入札をめぐるワイロ、利権行政で、知事選の応援団の中でも公共事業の受注によって、選挙応援の見返りを得ようとするグループとの癒着である。当会の会員各位には、釈迦に説法であるが、この利権構造は制度的な規制を強化しなければ容易に収まらない事象である。目黒区の区議会議員の政務調査費事件（他の自治体にも多数あると想定される）奈良市の給与不正事件にしても、刑法的には「公金横領事件」であり、直ちに、刑事訴追しなければならぬ。市民オンブズマンの追求等により、官公庁の裏金づくりも発見され、見つかった裏金は返還されるという。これほど国民を馬鹿にした話はない。公金を横領し、見つかったら、変換すればよいというのであれば、警察も、税務署もいらないのではないだろうか。政治家や公務員の違法行為に対する厳罰法規を早急に制定しなければならない。

【速報】

「役員給与の損金算入制限の見直し」

（法人税法三五条）について、与党税制調査会（自民党・公明党）は十二月十三日夜下記の通り変更することで決着。

「実質一人会社（特殊支配同族会社）の役員給与の損金算入について、適用除外の大幅拡大」基準所得（課税所得＋オーナー役員給与）一、六〇〇万円以下を適用除外とする。

特殊支配同族会社の役員給与にかかる損金不算入措置を廃止すること。
（法三五条）
東京税理士政治連盟
平成十八年八月二十九日

「特殊支配同族会社の役員給与に係る損金不算入」規定は、「法人成りによる節税防止」と「経費の二重控除排除」を目的として導入したと説明されている。しかし、導入により影響を受ける中小法人は広範囲に及ぶものと考えられる。また所得税で認められる給与所得控除を法人段階では認めないとするのは、租税理論上誤りである。従って、この法律は直ちに廃止すべきであり、少なくとも即時適用停止すべきである。

「特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置」に関する要望
東京商工会議所

疑問の声が当所あてに多数寄せられてきた。そこで当所として税制委員会での議論をはじめ当所二十三支部との懇談会を通じた意見交換、あるいは本措置の適用対象企業への聞き取り調査などを通じて、本措置導入の目的や背景、そして

影響などについて多角的かつ慎重に検討を進めてきた。

その結果、下記のとおり、本措置が及ぼす既存の同族会社への影響の大きさ、あるいは本来の政策意図と実際の影響との食い違い、さらには税体系全体との整合性など、いくつもの問題点が明らかになった。もとより一般論として税制度上、公平性の確保は重要であるが、本措置についてその廃止も含め、抜本的な見直しを求めるものである。

（平成十八年七月十三日常議員会決議）

「平成十九年度 税制改正に関する提言・基本事項」

（財団法人 全国法人会総連合）

各論
第一法人税制について
（…略…）

特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限この課税制度は、新会社法施行に伴い取られた措置であるが、本件が浮上してきたのは、平成十八年度与党税制改正大綱決定の直前であり、十分な議論が尽くされたか否かは、必ずしも明らかでない。

しかもこの制度は、法人税と所

得税についての税制のいわば根幹にかかわる重大な問題をはらんでおり、法人課税で給与所得控除分を損金算入しない仕組みは合理性に欠ける。

また、要件操作によっては特定同族会社から外れることも可能であり、中小企業間で新たな不公平を生む可能性がある。さらに申告手続きが複雑で、中小企業に負担を強いるものであり、該当する企業数、税収等も不明など不透明な要素が余りにも多い。このような中小企業に新たな混乱を招く制度は、廃止を含めた抜本の見直しを行うよう求める。

平成十八年度税制改正では、留保金課税の抜本の見直し、中小企業投資促進税制の拡充・延長、非上場株式の物納基準緩和、交際費課税の軽減措置の延長など、多くの中小企業関連の税制措置の拡充・延長が図られ、未だ景気回復の途上にある地域経済およびそれを支える中小企業の活力強化に配慮した内容となっており、関係者のご尽力に深く感謝するものである。しかし、同改正によって新たに導入された「特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置」については、与党税制改正大綱の決定以来、これまで当所会員企業をはじめとする関係各方面から強い

ご挨拶

三商同窓会
会長 木戸隆吉



春は名のみの、風の寒さや……
早春賦の歌い始めの歌詞ですが、
今年も異常な程、いつまでも寒い
日が続きました。これは報道によ
れば、ペルー沖のエルニーニョ海域
に、冷塊帯が居座り、このままで
すと日本全体が冷害で作物に、被
害が及ぶという事で心配してお
りました。幸いに五月頃その終
息宣言が発表され、ほっとしたと
ころでした。

このように平年に戻ったところ
で、七月十二日の週刊誌に、天明
の大飢饉以上の再来とまで云われ
る事態であったと掲載されていま
した。
さてこの時季に会計人会の皆様、
お元気でいらつしやいますか。益
々ご発展のことと、お慶び申し上
げます。

同窓会には貴会の浅野幹事長、
荻野事務局長様を始め役員の方々
の、ご理解とご協力により、年々
内容が充実していくように思われ
大変心を強くし、感謝申し上げます
いる今日此の頃です。又同期の十
九期卒会計人会には、芳井清、増
田昌弘、橋本真、各氏が会員とし
て活躍されていることは、私の大
変誇りとしているところです。

今年の同窓会活動として、七月
一日同窓会発行、十月七日(土)
は、日比谷公会堂に於ける校歌祭
に参加、十月二十一日(土)は、
二年一回の総会の年に当たり、午
後二時より始め在校生の催し、三
時頃より十九期卒作家「大村彦次
郎」氏の講演「文学あれこれ」と
続いて、式典、懇親食事に移行
したいと企画しております。
年が明けて二月は新年会三月に
は房総「白浜温泉めぐり」の日帰
りバス旅行を催します。
会計人会の皆様のご参加をお待
ち申し上げます。
一方財団法人「東京三商会」に
も同窓会から十一人の役員が参画
し、資産六億円による、奨学金の

配布、ゼロ金利からの脱却による
金利の増収を期待して、協議運営
をしております。

いよいよ創立八十周年に、あと
一年六ヶ月となり、学校、同窓会、
PTA、東京三商会、と全定共に
この七月より準備委員会を立ち上
げて、検討することになっており
ます。同窓会でも費用が、かかる
ことなので、拠出金を募ることに
なります。その節はよろしくご協
力、ご支援のこと、お願い申し上
げます。八十周年記念式典は、平
成二十年一月十二日(土)江東区
施設「テアラ江東」を予定してお
ります。午前中は記念式典、午後
は祝宴に入り、一人でも多い三商
関係者によつて賑々しく、お祝い
たしたいものです。

このところ、監査法人中央青山
の不祥事により、トヨタ自動車を
はじめ大手の会社が、契約を打ち
切りの報道に接し、信用というこ
とは、いかに重要かを考え、「信
用は宝なり」をかみしめて、人生
を送らなければならぬと、痛感
いたしました。

どうか三商会計人会が、益々の
社会の信用を高め、益々の発展を
お願い申し上げて創刊十号(復刊
三号)に寄稿するものであります。

思いのまま

石川 昭
昭和三十三年卒

・人間ドックで健診、高血糖値
で糖尿病と診断され、薬一日一個
と食事は腹八分、間食はダメ、甘
い菓子はダメ、・・・で一年経
過、数値の改善(r-GTは12
6から81、ヘモグロビンALC
は9.0から6.2など)はあつ
たが体調の実感があまり感じられ
ない状況です。

・健康診断と関係なしに、二、
三年前からそろそろ事務所の閉じ
方(業務廃止)とその後の生き方
をどうしよう?は進んでいない
状況。

・母校三商の市民講師を三商會
計人会の一員として引き受けて、
いつの間にか十年余、年齢、マン
ネリ化等を思うと、早く交代しな
ければと!、どなたか?やつてみ
ませんか! ご連絡を!

概要は一昨年の「都の空」を見
てください。この一八年度の生徒
数は異変?が起こり今までの六名
から十二名であったのが二十七名!
原因は? 昨今の増税政策を敏
感に感じ取って、何か?

・税制改正の時季、税源移譲か
ら所得税と住民税間の調整で税率、
税額控除の新設など、また、

連結納税制度、税効果会計、減損
会計、LLCの会計・税務、新會
社法の成立などなど、新しいこと
の会計・税務や税の複雑化と不勉
強で対応ができていないことの不安
の今日この頃です。

・特殊支配同族会社の対応に苦
慮、対応が急がれているが私はオ
ーナーの持分を九十%未満とし、
以下の方策を進めることとしまし
た。(株価が高額になる会社及び
八百万以下の会社を除き)

第一順位は株式10%以上を得意
先、仕入先に持つてもらおう、また
は持ち合う。

次に、同業者で持ち合う。
次に、株を持つことが投資目的
にかなう体制(10%配当の実施)
にして友人等にもつてもらおう。
他に良い方法は?

・役員給与の改正は損金算入の
考え方が変わり、実務上注意した
い。

・税金の無駄使い、裏金作り、
非効率な使用等何故なくならない
のか?会計検査院の強化(人員増
、効率向上など)、不正に対する
罰則強化と国民がもつと怒らなけ
れば!

社保庁然り。

相変わらずの小小会社に対する

非効率な税務調査。

・ 昨今税務署からさかんに電子申告の実施要請があります。徐々に使いやすくなつてきてはいます、未だ紙での提出と比べ、追加費用と余分な費用が伴います。

そこで、電子申告により税の減免や、また、例えば当局がやって

いるであろう分析表七年間の推移表？、要調査項目一覧？

などのデータを電子申告者へ提供しては？つまりデータの一方的な受け取りのみでなく、異常なデータ？の開示をしてほしいと思いませんか？

・ 先日、二年に一度の同窓会に参加、若い同窓生の参加が無く、参加者も少なくさびしい限り、会計人会の集まりも同様、何とかしたいが！

・ 今年も残り少なく、忘年会の予定、年末調整業務の準備等気しながら、テレビで九州場所の初日を見ながらこの原稿を書いています。

編集の先生には何時も原稿が遅くなり申し訳ありません。

以上

税理士会回想

増田 昌弘

第十九期卒業

三商会計人ニュース「都の空」九号に引き続き十号に何でも良いから寄稿してくれと頼まれ思い出すままに筆を取ることとした。

昭和四十七年に試験合格者の集団である東京青年税理士連盟の会長に就任した。翌昭和四十八年に東京税理士会の役員選挙があり、

会長戦は現職の添田正夫氏に対し波多野重雄氏が立候補し一騎打ちとなつた。私達東京青年税理士連盟は波多野重雄氏を全面的に応援

をした。しかし現職の強みで残念ながら僅差で現職の添田正夫氏に敗退した。

私は波多野氏に捲土重来をと手紙を出した。これが仇となつて昭和五十年の東京税理士会の役員選挙に私が副会長に立候補して波多野

氏の弱い中央部の票を掘り起こし、波多野会長実現のため尽力しろと、

いろいろの方から責められ、私は「零細事務所なので事務所が潰れてしまうから勘弁してくれ」と逃げたのですが、最後は掴まって

立候補することとなつた。会長戦は前回と同じ一騎打ちであつたが、

副会長戦は七人が立候補し各地区で立会演説会等が行われ大変な激戦であつた。

業界誌はこの選挙戦の当落を予想したが、特に副会長戦について、

六人の当落を予想し私の名前はなかつた。それもそのはず私は理事

経験もなく、日本橋支部の一平幹事から副会長に立候補したので業

界誌の方々は私の名前も知らず予想にも値いしない論外候補だつたのでしよう。

選挙戦が終つて波多野会長（会長三期その後八王子市長四期十六

年務めた）が実現し、私も副会長に当選した。業界誌の記者会見が

行われ、記者が私に「増田さんよく当選しましたね」と質問したの

で私は「税理士は良心の集団である」と云いたいことを云つていた

ことを今懐かしく思い出している。副会長に就任して税理士制度の

ためいろいろの仕事をしたが、紙面の都合で一部を紹介することと

した。東京税理士会では税理士とその顧問先との争いのあつた事件

「小林事件と云う」に関連して顧

問契約対策特別委員会が設置され

その委員長に就任した。税理士政治連盟では総務会長を務めたまた

日本税理士会連合会に於いては商法対策特別委員会の委員長に就任

した。第二十一期卒業の荻野弘康氏を副委員長にお願いし、全国から選

任された委員と一緒に商法問題に取り組んだ、その時期に商法改正

問題が浮上し、その中に最低資本金制度が入っていた。株式会社一、

〇〇〇万円、有限会社三〇〇万円、この根拠が「債権者保護のため」

と云う、私達は「何を云つているのか資本金を一、〇〇〇万円、三

〇〇万円にしても債権者保護には繋がらない、学者先生方の机上の

空論であり本当に債権者保護ということ考えているのなら、商法の

改正ではなく証取法を改正して大企業を規制すべきである」として

毎日のように国会に陳情に行き、法務政務事務官にも私が直接お会いし陳情した結果この最低資本金

制度を潰すことができました。また同時に法制審議会の委員に

税理士会の代表を送り込むことができました。

しかしながら私達が退任してから数年後にまたこの最低資本金制

度が浮上し今度は成立してしまつた。このために小規模の会社の株

主は銀行から借金をして払込む等

大変な苦勞を強いられた。

それが今回の会社法改正で〇円でも会社の設立ができるという、

最低資本金制度を成立させたのは何だつたんだ、

私達の主張が正論であつたということである。私は最近の会社法

改正、税法の改正また医療制度の改正、総て弱いものいじめではな

いかと怒っている今日この頃である。



会則

第一章 総則

- 第一条 本会は三商会人会と称す。
- 第二条 本会は会員相互の親睦をはかり、且つ、東京都立第三商業高等学校における簿記会計分野の学科の学習充実に寄与することを目的とする。
- 第三条 本会は本部を会長宅に置く。

第二章 会員

- 第四条 本会の会員は三商同窓会生にして、左記の資格のうちの一を有する。
- 一、公認会計士・税理士等の職業会計人。
- 二、会計学者。
- 三、当会が特に入会を認めたるもの。
- 第五条 会費は(年三千円)必要の都度納入されるものとする。

第三章 役員

- 第六条 本会に左記の役員を置く。
会長 一名 副会長 三名
幹事 若干名 監事 二名
- 第七条 会長、副会長、幹事においては会員の中より選出する。
- 第八条 役員の内、副会長は二年とする。役員は幹事会及び総会の議長となる。
- 第九条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ありたるときは、これを代理する。
- 第十条 幹事は本会則の規定により会務を掌理するほか、会長、副会長共に事故あるときは互選によつてその職務を代理とする。
- 第十一条 本会の役員は任期満了後も、後任の就任までその職に在する者とする。但し、再選を妨げない。
- 第十二条 幹事会は、正副会長、幹事をもつて組織し、本会所定の事項のほか総会の委任による重要事項を議決する。

第四章 総会

- 第十三条 但し、緊急の場合は幹事会の決議をもつて総会の議決に代えることができる。
- 第十四条 幹事会は会長が必要と認めたる時は、または幹事の過半数の請求があつたとき会長がこれを招集する。
- 第十五条 本会の幹事会の決議を経て顧問及び参与をおくことができる。
- 第十六条 総会は毎年六月に開催するものとし、臨時総会は必要の都度開催するものとする。
- 第十七条 総会は会長がこれを招集する。
- 第十八条 総会の議事は出席者の過半数を以て決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。

三商会計人会事務局

東京都台東区東上野1丁目24番4号
丸干第二ビル2階 浅野修一事務所内
電話 03 (3835) 2233 番 (代表)
FAX 03 (3832) 7175 番